

令和4年度 山形県地域年金展開事業 事業計画

山形年金事務所
(山形県代表年金事務所)

目 次

1	基本方針	2 頁
2	令和 4 年度の取組方針（案）	3 頁
	（1）地域連携事業＜自治体・関係機関（団体）等への取組＞	
	（2）年金セミナー事業＜教育機関への取組＞	
	（3）地域相談事業＜自治体・関係機関（団体）等への取組＞	
	（4）年金委員活動支援事業	
	（5）「ねんきん月間」・「年金の日」の取組	
	（6）「わたしと年金」エッセイ	
	（7）第 1 4 回山形県年金ポスターコンクール	
	（8）山形県地域年金事業運営調整会議	
	（9）ねんきんネットの利用促進	
3	令和 4 年度の重点取組	8 頁

1 基本方針

日本の公的年金制度は、原則として、日本に居住する方の全員が加入する「国民皆年金」の仕組みとなっています。年金受給者を現役世代が支えるという「世代と世代の支え合い」を基本としており、制度を維持するためには、国民の皆様の年金制度についての理解と協力が不可欠です。

日本年金機構では、公的年金制度への理解の促進と普及活動のため、平成24年度から全国の年金事務所が主体となり、学校や都道府県・市町村の教育委員会、社会保険労務士会など関係機関（団体）の連携・協力のもと、地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」（呼称：地域年金展開事業）を実施しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、日本社会やライフスタイルが急速に非接触型のビジネス環境に移行してきています。日本年金機構では来訪・訪問型のビジネスモデルから、オンライン環境でも可能となるようなビジネスモデルを実現していく取り組みを行っています。

地域年金展開事業についても、年金セミナーや制度説明会などをオンライン開催など新たな手法も取り入れ、より一層、年金制度の周知・広報に取り組んでいきます。

2 令和4年度の取組方針（案）

（1）地域連携事業 ＜自治体・関係機関（団体）等への取組＞

事業所や自治体、教育機関、社会保険労務士会等と連携・協力し、ポスター掲示やパンフレットの設置・配布を行います。また、事業所や各種団体に向け年金制度の普及促進を図ります。

《具体的な取組事項》

- ◆ 事業所、関係機関（団体）等での年金制度説明会の開催
- ◆ 事業所の社会保険事務担当者向け説明会の実施
- ◆ 市町村職員担当者向け研修会及び打合せの実施
- ◆ 市町村広報誌等による周知・啓発
- ◆ 社会保険労務士会との連携による周知・啓発
- ◆ ハローワークにおける離職者説明会での制度周知
- ◆ 地域型年金委員連絡会及び研修会の開催
- ◆ 自治会、町内会等を通じた周知・啓発



(2) 年金セミナー事業 <教育機関への取組>

大学、短大、専修学校、高等学校、中学校、特別支援学校で、公的年金制度の仕組みを説明する「年金セミナー」を実施し、公的年金制度の啓発・周知活動を行うとともに、制度加入や国民年金保険料の納付等を呼びかけます。

従来の対面型での実施と併せて非対面型（オンライン）での実施等各教育機関のニーズに合わせて実施します。

《具体的な取組事項》

- ◆ 教育関係機関へ年金セミナー実施への協力依頼
- ◆ 制度周知を目的としたパンフレットの配布・設置依頼
- ◆ 「わたしと年金」エッセイの募集等にかかる協力依頼
- ◆ 大学、短大、専修学校、高等学校等における年金セミナーの実施
- ◆ 年金セミナー用動画(DVD)の配布
- ◆ 地域年金推進員を活用した年金セミナーの実施拡大

【地域年金推進員とは】

学生等に対して、公的年金制度の仕組みや基本理念を正しく理解してもらうため、各学校、特に高等学校を対象とした年金セミナー実施拡大のための活動を行う。



(3) 地域相談事業 <自治体・関係機関（団体）等への取組>

地域の自治体や大型商業施設、イベント会場に出向いて年金の出張相談を行い、相談ニーズに対応するとともに、地域住民の皆様に年金をより身近に感じていただき年金制度の理解を深めていきます。

《具体的な取組事項》

- ◆ 市町村における出張年金相談
- ◆ ハローワーク雇用保険受給者説明会での出張相談
- ◆ 商業施設等における年金相談

(4) 年金委員活動支援事業

年金委員の活動の基本となる冊子や制度改正に関するリーフレットの提供や研修、意見交換会を通じて、年金委員活動の支援を行います。

《具体的な取組事項》

- ◆ 年金委員研修、連絡会（意見交換会）の実施
- ◆ 年金委員表彰の実施（11月）
- ◆ 情報提供（リーフレット等の送付）（随時）
- ◆ 広報紙「支えあい～年金委員だより」の送付（地域型）
- ◆ 年金委員の委嘱拡大



(5) 「ねんきん月間」・「年金の日」の取組

11月は、社会保険料(国民年金)控除証明書が発行される等、保険料を納付されている現役の方々がご自身の年金に対する関心が非常に高くなる時期であることから、厚生労働省と協力して「ねんきん月間」としています。公的年金制度の普及・啓発活動及び国民年金保険料収納対策を効果的かつ積極的に行います。また、11月30日(いいみらい)を「年金の日」として、年金を身近に感じていただけるよう制度周知を推進していきます。

《具体的な取組事項》

- ◆ 納付相談会や商業施設等での年金相談会の開催
- ◆ 年金委員研修会や表彰式の実施
- ◆ 年金セミナーや年金制度説明会の実施

(6) 「わたしと年金」エッセイ

国民の一人ひとりに公的年金制度をご理解していただき、ご自身やご家族等と公的年金制度の関わりについてエッセイを募集します。

(7) 第14回山形県年金ポスターコンクール

山形県独自の取組みとして、県内中学生を対象に年金をテーマとしたポスターを作成していただくことにより、年金制度を身近に感じていただき、公的年金制度への参加意識を醸成することを目的として、引き続き実施します。

(8) 山形県地域年金事業運営調整会議

日本年金機構が取組む公的年金制度の普及・啓発活動について、学識経験者や関係機関等各分野の有識者からなる「地域年金事業運営調整会議」を都道府県ごとに開催します。地域に密着した事業推進の在り方について、意見交換を行います。

《具体的な取組事項》

- ◆ 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する意見の聴取
- ◆ 地域年金展開事業を充実させるため、各委員との意見交換

(9) ねんきんネットの利用促進

- ・ 窓口相談、電話相談に次ぐ第3の窓口として、24時間利用できる「ねんきんネット」を広く活用していただけるよう、ポスター掲示やチラシの配布、お客様へのアクセスキー発行等利用者拡大の取り組みを行います。また、関係機関（団体）にもポスター掲示等協力要請を行います。
- ・ マイナンバーカードにスマートフォンをかざすだけで簡単にログインできるようになりましたので、利用者拡大のためお客様へ案内していきます。

3 令和4年度の重点取組

年金制度説明会の実施に向けた協力連携

市町村、自治会、事業所、関係機関（団体）等と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「国民年金保険料臨時特例免除手続き」や「標準報酬月額の特例改定及び保険料納付猶予制度の利用」等制度改正等に関する周知・啓発活動を積極的に実施します。

また、これらの実施にあたっては、地域型、職域型それぞれの年金委員と連携し、チラシ・ポスター等の配布のほか、自治会や事業所等を対象とした年金制度説明会を積極的に実施します。

市町村や関係機関（団体）等と連携した周知・広報

お客様へのサービス・利便性の向上を目的に、引き続き、ねんきんネット利用促進、年金相談予約制の周知を図ります。

市町村やマスコミ等へは積極的に情報提供を行い、広報紙や紙面での周知・広報を依頼します。

年金セミナー事業の展開

○取り組むうえでの課題・今後の取組

次世代の主役となる若年層に年金制度を理解していただくために、大学・短大・専修学校・高等学校等の学生・生徒を対象とした年金セミナーを積極的に実施します。実施にあたっては、関係機関に協力要請を行い、対象校には早期の文書勧奨とアプローチを行うことが重要です。アプローチにより年度内又は翌年度の実施について約束をいただけるよう積極的に取り組みます。

特に、非対面型（オンライン）での実施や年金セミナー用動画（DVD）を活用する等各教育機関のニーズに合わせて実施します。

年金ポスターコンクールを案内している中学校には、年金に関心を持ってもらうことに加えて、年金セミナーを実施することにより、更に広く展開します。

○年金セミナー講師のスキルアップの取組

年金セミナーを継続して実施していくためには、学生にとっても、わかりやすく受け入れられる説明が求められ、講師の育成が不可欠です。

山形県内各年金事務所において、年金セミナーPTを立上げ、セミナー実施に向け準備をする中で、「人材育成」を組織としての重要な課題と位置付け取り組みます。

○取り組むうえでの課題・今後の取組

市町村での出張年金相談は予約制で実施しており、1日の相談者数が限られているものの予約枠数に満たない日もあります。市町村及びお客様のニーズを把握しながら相談者数を確保していきます。

ハローワークでの離職者を対象とした説明会や相談会を、引き続き実施します。また、ハローワーク県内全地区での開催を目指します。

○その他の年金相談

「ねんきん月間」や「年金の日」において、市町村やイベント会場、商業施設等での年金相談会又は納付相談会を企画し、県民が相談できる機会を増やします。

○地域型年金委員連絡会の開催

地域型年金委員連絡会を定期的（年4回）に開催します。初回の連絡会において「活動の手引き」を活用し説明します。具体的に年金委員としてどのような活動をすればよいのか提案します。開催内容については、地域型年金委員の活動をサポートできるような連絡会とします。

○委嘱拡大の取組

山形県内年金事務所、全国健康保険協会山形支部、山形県社会保険協会の三者で連絡協議会を開催し、年金委員及び健康保険委員の委嘱拡大について意見交換を行い取り組んでいます。

具体的には、年金委員を設置していない事業所に対する委嘱勧奨、新規適用事業所に対しては、全国健康保険協会山形支部と協力し委嘱勧奨を取組みます。また、職域型年金委員が退職による解職の場合は、地域型年金委員への委嘱について要請します。

【年金委員とは】

政府が管掌する年金事業の運営に協力して、企業や地域住民に対して啓発や相談を行う、厚生労働大臣に委嘱された民間協力員です。

活動により、職域型と地域型の2つに区分され、職域型は主に厚生年金保険適用事業所内、地域型は自治会等の地域において活動しています。